宇部市見守り愛ネット事業 (地域であんしん見守り愛ネット事業) 協力事業者等募集要項

宇部市では、普段の業務の中で、高齢者の方と接する機会の多い民間事業者や団体及び個人と協力し、高齢者の異変に気付いた場合に、高齢者総合相談センターを始めとした支援機関に連絡をしてもらうことで、高齢者の早期の問題発見と必要な支援を行う、宇部市見守り愛ネット事業を実施しています。

この事業では、多くの事業者の方に御協力いただくことで、高齢者が、周囲との交流がなく 地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態によって起こる「孤独死」の問題や、認知症な どの徘徊による外出で行方不明になる問題を防ぎ、高齢者が安全で、安心して生活することが できる地域社会づくりを推進することを期待しています。

この募集要項では、見守り愛ネット事業の趣旨に御賛同し登録していただける事業所を募集します。

1 事業の概要

(1) 地域であんしん 見守り愛ネット事業

高齢者の自宅に定期的に訪問する機会のある民間事業者または高齢者が普段訪れる機会の 多い店舗などの社員が、普段とは違う高齢者の異変がみられた際に、高齢者総合支援課に連絡をします。

その後、高齢者総合支援課が高齢者総合相談センターや支援機関に連絡をし、連絡を受けた支援機関は高齢者の状況を把握したうえで、必要な支援方法を検討し、関係機関と調整して速やかな対応を行います。

2 登録要件

宇部市内で事業を行っている事業所等すべてを対象。

ただし、次の各号に掲げる事業者及び業種等は、協力事業者として登録できません。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する 暴力団、その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と指定されている業種及びそれに類似する業種
- (4)債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (5) その他市長が協力事業者として登録することが不適当と判断した事業者及び業種

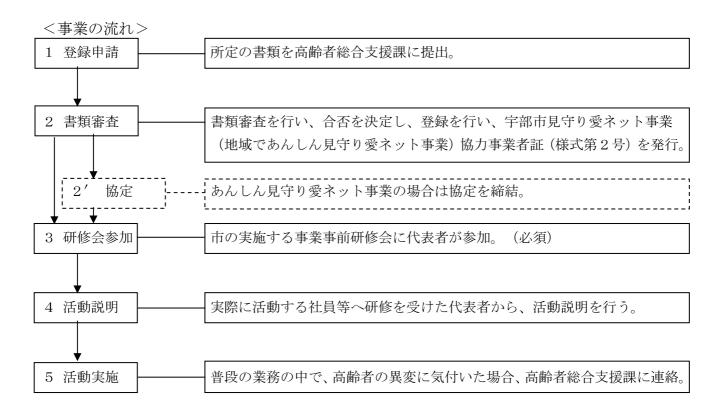
3 登録方法

(1) 宇部市見守り愛ネット事業の登録を希望する事業者等は、『宇部市見守り愛ネット事業

(地域であんしん見守り愛ネット事業)協力事業者登録届出書(様式第1号)』に必要事項を記入し、持参、郵送、FAXまたはメールにより高齢者総合支援課までお申し込みください。

※なお、地域であんしん見守り愛ネット事業は、宇部市と締結をするようになります。

(2) 申請してからの流れは以下のとおりです。



- (3) 市は、登録事業所の一覧をホームページで紹介します。なお、登録した協力事業所は、本事業名等を広告等に使用することができます。
- (4)協力事業者が、登録の解除を希望する場合には、『宇部市見守り愛ネット事業(地域であんしん見守り愛ネット事業協力事業所登録解除申込書(様式第3号)』を市に提出してください。
- (5) 募集期間 平成25年(2013年) 5月27日(月)~
- (6) 問い合わせ・申込先

〒 755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市健康福祉部高齢者総合支援課

電話:0836-34-8391 FAX:0836-22-6026

E-mail: t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp

(7)市で実施する事業事前説明会には、必ずご出席いただきます。

申請した活動内容と、事業実態が著しく異なる場合は、登録を取り消す場合があります。